

魚津市告示第27号

魚津市おうちで育児応援事業実施要綱の一部改正について
魚津市おうちで育児応援事業実施要綱（令和5年魚津市告示第118号）の
一部を次のように改正する。

令和8年3月5日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業を行う施設又はその他の保育・教育・発達支援を行うことを目的とする施設と市長が認める施設</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号 - 様式第3号 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業を行う施設又はその他の保育・教育・発達支援を行うことを目的とする施設と市長が認める施設</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号 - 様式第3号 (略)</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。